

令和5年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知) 日
1	建設局	公園緑地課	保存樹管理補助金の管理業務の確認について 今後において、マンパワーの不足により市職員による全ての保存樹の管理状況の現地確認の実施が困難となる場合に備え、保存樹の管理状況の確認方法について再検討をすることが望ましい。	対応予定	ご指摘のとおり、確認方法についての再検討を行う。	R6.5.8
2	建設局	公園緑地課	公園緑地課の倉庫における備品管理について（車両について） 車両について、リストと現物の突合を効率的に行うため、情報システムの「規格」の項目に車番について情報を入力しておくことが望ましい。	対応予定	ご指摘のとおり、情報システムの「規格」の項目に車番についての情報を入力するよう改善する。	R6.5.8
3	建設局	公園緑地課	公園緑地課の倉庫における備品管理について（備品リストと現物の不整合について） 備品リストと現物の不整合について、その要因が、過去に備品として取扱う購入単価の基準が10,000円以上から20,000円以上に改定された際、購入単価が20,000円未満であったため消耗品とした物品であるが、備品番号の貼付を外さなかったため、現物に備品番号の表示が残っている場合は、消耗品であることを明確にするため、備品から消耗品に変更した旨を表示しておくことが望ましい。	対応予定	ご指摘のとおり、備品リストの表示を改善する。	R6.5.8
4	建設局	公園緑地課	公園緑地課の倉庫における備品管理について（不用となっている備品） 現在使用されていない備品について、公園緑地課は、まず、これらの備品について、今後使用するか否かを再度検討する必要がある。そのうえで、今後使用する見込みがない場合には、備品を廃棄するにあたっての所定の手続をすることが望ましい。	対応予定	ご指摘のとおり備品について再度検討を行い、所定の手続きをするよう改善する。	R6.5.8
5	建設局	公園緑地課	公園敷地内に設置されている掲示板の広告について 市立公園に設置されている掲示板等に広告を掲示し、その広告料を徴収することが制度的に可能なものであるかどうかについても、他の自治体における事例などを調査のうえ検討することが望ましい。	対応予定	広告を掲出している掲示板等を把握し、他都市の事例等を調査の上、対応を検討する。	R6.5.8

令和5年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知) 日
6	建設局	公園緑地課	公園に設置されている金属製倉庫・物置について 設置許可を受けていないにもかかわらず市立公園に設置されている倉庫や物置について、公園施設の設置許可（都市公園法第5条）または準公園施設の設置許可（姫路市立公園条例第36条第1項）を与え、その使用料を徴収することが制度的に可能なものであるかどうかについても、他の自治体における事例などを調査のうえ検討することが望ましい。	対応予定	無許可で設置している物件については、発見しだい改善を指導している。物件を把握し、他都市の事例等を調査の上、対応を検討する。	R6.5.8
7	建設局	公園緑地課	市立公園に掲出されている表示板に記載されている使用条件について 公園緑地課は、船津公園グラウンド以外にも本件の表示板のような本来の使用条件とは異なる使用条件が記載されているものがないかを調査し、そのような表示板があれば上記と同様に表現を改めることが望ましい。	対応予定	ご指摘のとおり調査確認のうえ、必要があれば表示板の表現を改めるよう改善する。	R6.5.8
8	建設局	公園緑地課	市立公園に掲出されている表示板に記載されている使用条件について 船津公園グラウンドの表示板の表示をした人を示す「公園管理課／公園愛護会」のうち、「公園管理課」は、姫路市役所の組織改正により現在は存在しない課である。組織改正が行われた際は、できるだけ表示物の組織の表示も修正することが望ましい。	不対応（対応困難等）	当該公園に限らず、設置時点の所管課名を表記した看板が多く、組織改正の都度差し替えることは困難である。	R6.5.8
9	建設局	公園緑地課	公園愛護会に対する委託料の振込口座について 公園緑地課は、公園愛護会の委託料の支払いにあたっては、できる限り委託契約の相手方である公園愛護会に関連していることが明確な名義の口座に振り込みをすることが望まれる。	対応予定	ご指摘のとおり、契約相手方として自治会長等個人名での口座を指定している団体に対して、愛護会や自治会名義の口座に変更していただくようお願いする。	R6.5.8
10	建設局	公園緑地課	保存樹管理補助金及び保存樹せんてい等補助金について 現状の保存樹管理補助金及び保存樹せんてい等補助金の交付について日本国憲法第89条の規定に照らして問題はないということを検討した結果は、文書としては確認できないということであるが、検討した内容については文書化し、適切な権限者による決裁を得ておくことが望ましい。	相違	姫路市保存樹の指定事務取扱要綱第8条第2項により、保存樹せんてい等補助金は、保存樹の保護等のため特に必要があるとして別表に掲げる行為を行ったときに交付するものとしている。保存樹の維持管理に要する経費の実費負担分に掛かる補助であり、日本国憲法第89条の規定にある「宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため」に補助金が支出される余地はないと解している。	R6.5.8

令和5年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知) 日
11	建設局	公園緑地課	保存樹管理補助金及び保存樹せんてい等補助金について 公園緑地課は、保存樹のうち、宗教的意味合いが高いと推定されるようなものについては、個別に補助金の支出が日本国憲法第89条の規定に照らして問題がないかどうかをより慎重に検討するとともに、検討の内容を文書化し、適切な権限者による決裁を得ておくことが望ましい。	相違	姫路市保存樹の指定事務取扱要綱第8条第2項により、保存樹せんてい等補助金は、保存樹の保護等のために必要があるとして別表に掲げる行為を行ったときに交付するものとしている。保存樹の維持管理に要する経費の実費負担分に掛かる補助であり、日本国憲法第89条の規定にある「宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため」に補助金が支出される余地はないと解している。	R6.5.8
12	建設局	公園緑地課	公園緑地課所管のテニスコートの使用料について 公園緑地課は、所管するテニスコートについて、使用料を徴収することを検討することが望ましい。	対応予定	市所管の有料施設もあるため、バランスを勘案し使用料の徴収について検討したい。	R6.5.8
13	建設局	公園緑地課	遊休状態となっている公園施設について（船津公園テニスコート） 公園緑地課は、船津公園の二つのテニスコートについて、テニスコートとしての機能を復活させるのか、させないのかを早い時期に決め、テニスコートの区域の遊休状態を解消させることが望まれる。また、テニスコートとしての機能を復活させないのであれば、テニスコートの区域の活用方法を検討する必要がある。さらに、他の姫路市立の公園において、船津公園テニスコートのように遊休状態となっている区域があるところがあれば、上記と同様の対処することが望ましい。	対応予定	地元の意見を聴取し、必要であれば復元する。 不要であれば用途見直しを検討する。	R6.5.8
14	建設局	公園緑地課	姫路市公園条例の別表の改善について 別表(4)についても、別表(3)及び別表(6)と同じように、野外ステージが姫路公園内のものであることが特定できるような条例の改正案を立案することが望ましい。	対応予定	姫路市公園条例の改正に合わせて、ご指摘のとおり文言修正を検討する。	R6.5.8
15	建設局	公園緑地課	姫路市公園条例の別表の改善について 条例の別表(7)の定めが「手柄山交流ステーション」のものであると特定できるような条例の改正案を立案することが望ましい。	対応予定	姫路市公園条例の改正に合わせて、ご指摘のとおり文言修正を検討する。	R6.5.8
16	建設局	公園緑地課	公園緑地課が所管しているスポーツ施設について 姫路市は、すべての市立のスポーツ施設を一つの部局において所管することを検討することが望ましい。	対応予定	公園部所管のグラウンド、テニスコートは現在無料で利用できるが、「スポーツ施設」は有料である。公園内施設の有料化とあわせて、体育施設所管部局と協議したい。	R6.5.8

令和5年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知) 日
17	建設局	公園緑地課	ふれあいの館における領収書の発行について 姫路市役所全体としても、出先機関等を所管する本庁の各部署に対し、再度上記の連絡を徹底させることが望まれる。加えて、今回のような財務事務に関連する大きな制度変更があった場合、財務事務を総括する部署が、市役所内の他の各部署に対して、早い時期から、庁内イントラネットや文書による新しい制度についての情報連絡を逐次行うように努めるとともに、説明会や研修会を適時に開催することにより、新しい制度についての情報を充実・補完するように努めることが望ましい。	対応済	インボイス制度導入に向けた準備について、出先からの問い合わせを受けるまで必要な情報が提供できていなかった。今後、制度改正があった際には情報の共有を図る。	R6.5.8
18	建設局	公園緑地課	姫路市ふれあいの館専用許可申請書について 許可年月日についても専用使用許可の審査及び専用使用料の算定結果の決裁を特定する事項として、申請書に記載することを検討されたい。	対応予定	ご指摘のとおり、取り扱いの見直しを検討する。	R6.5.8
19	建設局	公園緑地課	冷暖房設備使用料の見直しについて（船津公園ふれあいの館） 船津公園ふれあいの館の冷暖房設備使用料について、今後、物価変動の状況を見つづ、施設側が負担する電気料金に照らして適正な使用料となるように、検討を進めることが必要である。	対応予定	公民館は物価高騰を理由に使用料を改定した。 船津公園ふれあいの館についても、ご指摘のとおり検討する。	R6.5.8
20	建設局	公園緑地課	照明設備使用料受領における不正防止体制について（網干南公園ふれあいの館） 公園緑地課は、網干南公園ふれあいの館の照明設備使用料受領に関する不正防止のしくみを適切に整備できるよう検討を進める必要がある。	対応済	ご指摘のとおり、複数職員によるチェック体制を取るようになっている。	R6.9.12
21	建設局	公園緑地課	照明カードの棚卸しに関するルールについて（網干南公園ふれあいの館） 網干南公園ふれあいの館側で紛失に気付き、利用者へ問い合わせ出来るよう、照明カードの棚卸しについてのマニュアル等を作成し、すべてのカードについてその時点でどこにあるのかが分かるようにしておくことが望ましい。	対応予定	ご指摘のとおりマニュアル作成、様式の変更を検討したい。	R6.5.8
22	建設局	公園緑地課	利用者によるカード紛失時のルールについて（網干南公園ふれあいの館） 公園緑地課は、利用者がカードを紛失した場合のルールを明確にし、その際の費用について利用者から徴収できるよう規則等を整備することが望ましい。	対応予定	ご指摘のとおり、規則等の整備を検討したい。	R6.5.8

令和5年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知) 日
23	建設局	公園緑地課	利用頻度の低い地域コミュニティ施設（運動広場）について 公園緑地課は、山之内運動広場及び寺運動広場について利用促進策を検討することが望ましい。そのうえで、稼働状況が改善しないようであれば、夢前町内の運動広場の立地についても検討することが望ましい。	対応予定	ご指摘のとおり、利用促進策を検討したい。 稼働状況が改善しない場合は、公共施設の在り方検討の観点で、総合的に検討したい。	R6.5.8
24	建設局	公園緑地課	自主事業実施報告について 公園緑地課は、指定管理者に対し、「指定管理者制度導入マニュアル6 業務監督編」の事業報告書の様式例の別紙6にある「平成〇〇年度 自主事業実施報告書」の例示を参考としてフォーマットを用意し、自主事業実施報告書を作成させるなどの指導対応を行うことが望ましい。	対応済	ご指摘のとおり指定管理者に対し、作成の指導を行った。	R6.9.12
25	建設局	公園緑地課	自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について(その1)（映写室及び倉庫） 公園緑地課は、映写室及び倉庫内の整理整頓を推進するよう指示することが望ましい。また、指定管理者とともに「要修理」と表示された備品について、修理の要否を検討し、代替品があるようなものについては廃棄の手続きを進めることが望ましい。	対応済	ご指摘のとおり修理の要否を検討し、倉庫内の整理を進めた。	R6.9.12
26	建設局	公園緑地課	自然観察の森・桜山公園の姫路市が所有する物品について(その2) 売却できる可能性のあるものは売却を行い、たとえ少額でも姫路市の収入の増加に結びつけるとともに、備品の再利用あるいは資源のリサイクルにも貢献できるよう検討することが望ましい。	対応予定	ご指摘のとおり、売却等検討したい。	R6.5.8
27	建設局	公園整備課	見積書の徴収におけるルールについて 今後において、業者からの見積書を徴収する際には、見積書の内訳についても合わせて提示させることを徹底させることが必要である。	対応済	見積書徴収の際には、合計額だけでなく内訳が明示された様式で求めている。	R6.9.12
28	観光経済局	姫路城総合管理室	指名競争入札の範囲について シロトピア記念公園花壇等管理業務委託における業者選定は、「姫路公園内の植物管理の実績がある業者」となっている。姫路公園における実績にとらわれず、同等の植物管理能力のある業者に対しても、門戸を開くように検討する必要がある。	対応済	植生管理業務の発注にあたり、業者選定の条件を改め、姫路公園における業務実績を条件とせず、他課の契約実績から業務の規模や業者の業務遂行能力などを参考に、実施する業務の内容や規模に応じ、業者の能力を踏まえた指名・見積業者の選定を行うこととし、令和6年度契約の入札において新規の業者を選定した。	R6.10.24

令和5年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知) 日
29	観光経済局	姫路城総管理室	清掃業務等の履行確認について 姫路城公園清掃除草業務委託の清掃等の実績は、毎月、就業記録実績を姫路市に提出しているが、履行確認は日々実施するのが原則である。職員が他の業務等で作業や立会があった際にあわせてトイレの清掃状況の確認を随時行っているとのことであるが、記録を一切残していない。チェックをした場合は、必ず記録を残すようにするとともに、チェックの頻度を増加させる方策を検討されたい。	対応済	各所における主なチェック項目を記載したチェック表を作成し、それに基づき週に1回程度確認を実施するとともに、従来どおり他の業務等で作業や立会があった際に清掃状況の確認を随時行い、チェックの頻度を増加させている。	R6.10.24
30	観光経済局	姫路城管理事務所	作業回数の協議資料について 姫山公園清掃除草業務委託仕様書において、「月ごとの作業回数については姫路市と協議する。」となっているが、協議内容の記録が残されていない。実施時期及び実施回数は重要な要素であるので、協議した内容は文書として保存すべきである。	対応済	指摘のあった業務については、令和5年度で完了しているため、今後同じような業務を随意契約にて行う機会があれば随意契約理由を明確にしたい。	R6.5.10
31	観光経済局	姫路城管理事務所	随意契約理由書について 国宝姫路城夜間照明イベント用プログラム作成他業務委託の契約の方法は、一者随意契約である。「随意契約理由書(チェックリスト)」には、その理由が記載されているが、単に、実績がある・熟練しているという理由にみえるため、当該業務を行うことができる唯一の業者であるという理由としては十分な記載内容とはいえない。もっと明確な随意契約理由を記載すべきである。	対応済	指摘のあった業務については、令和5年度で完了しているため、今後同じような業務を随意契約にて行う機会があれば随意契約理由を明確にしたい。	R6.5.10
32	観光経済局	姫路城管理事務所	詳細な見積内訳書の入手について 姫路城力の櫓等耐震診断業務委託契約の見積書は、作業工程ごとの内訳になっているものの、各作業工程でどのような費用が発生するかの内訳書が添付されていないので、見積書の妥当性が検証できない。随意契約であっても、金額の妥当性を検討するため、詳細な内訳書の提出を求めるべきである。	対応済	令和6年度の契約からは、詳細な見積書を提出してもらうとともに、支払い(清算)時にはより詳細な清算書を提出してもらうように改めた。	R6.5.10
33	観光経済局	動物園	遊具土地の使用許可の条件及びマニュアル作成について 遊戯施設での事故など緊急時の対応について、姫路市側と遊具業者側との役割分担や情報共有などに関する統一的なマニュアルを作成し、各業者と共有して、迅速かつ適切に対応できる体制を整備しておくことが望まれる。	対応予定	現在、各社の緊急連絡網、管理運営マニュアルの提出を依頼しており、今後これらをまとめた統一的なマニュアルを作成し運用することとしたい。	R6.5.10

令和5年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知) 日
34	観光経済局	動物園	備品台帳の整備について 備品台帳による管理について、備品の現物と紐づけて特定できるように、備品台帳を整備することが望ましい。	対応予定	園内ベンチの設置場所を地図上に表記するとともに、それぞれに附番し、備品管理することとしたい。	R6.5.10
35	観光経済局	動物園	動物標本の所管について 科学館に設置されている「動物標本」については動物園の所管となっているが、管理の効率性の観点から、科学館への所管替えを検討することが望ましい。	対応予定	全ての標本を科学館へ所管替えする方向で関係課と協議中である。	R6.5.10
36	観光経済局	スポーツ振興室	清掃作業計画について（定期作業等） 姫路市立総合スポーツ会館他11体育施設指定管理者業務仕様書によれば、指定管理者は、毎月ごとの清掃作業計画（定期作業等）を提出し、承認を受けることになっているが、清掃作業計画を書面で姫路市に提出していない。姫路市は指定管理者との毎月の打ち合わせにおいて詳細を確認し承認している。当該運用方法で問題ないと判断しているのであれば、仕様書の規定の文言を当該運用方法に合わせた表現に改定するよう検討する必要がある。（但し、口頭でのやり取りでは証跡が残らないため、現行の仕様書の規定の通り、清掃作業計画を書面で提出させ、承認する方法に改めることも検討する必要がある。）	対応済	令和6年度より前月の月例報告に併せて翌月の清掃計画の提出を受け、承認する運用に是正した。	R6.5.10
37	観光経済局	平和資料館	観覧料について（観覧料の無料化について） 観覧料徴収業務にはそれなりの人員及び時間を要していると考えられるため、観覧料徴収業務に関わる委託金額は小さくないと考えられる。観覧料徴収業務にかかわる委託料を明確にし、観覧料収入との比較考量を行い、観覧料徴収業務の委託コストが同収入を著しく上回っている場合には観覧料収入を無料化することを検討することが望ましい。	対応予定	大規模リニューアル後等の機会があるたびに、無料化について検討していく。	R6.5.10
38	観光経済局	平和資料館	防火対象物及び消防用設備等保守点検業務委託について 平和資料館防火対象物及び消防用設備等保守点検業務委託の仕様書には、点検者は、有資格者による点検が必要とされている。しかしながら、この免状の記載が正確であるかの確認がなされていない。今後は、免状のコピー等を入手し、事前に有資格者である旨の確認をする必要がある。	対応済	免状のコピーを提出してもらい、有資格者である旨を確認した。また、令和6年度の契約書から免状の写しを提出する旨を追記した。	R6.5.10

令和5年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知) 日
39	観光経済局	平和資料館	常設展示室保守点検業務委託について（設備等の設置業者の選定について） 常設展示室に限らず、設備等の設置後に発生する保守点検業務について、設備等の設置業者と一者随意契約とせざるを得ないと想定される場合、設備等の設置業者を選定する際に保守点検費用も考慮に入れることを検討することが望ましい。	対応予定	今後、展示の大規模改修を行う際には、保守点検費用を含めた評価方法について検討する。	R6.5.10
40	観光経済局	平和資料館	常設展示室保守点検業務委託について（仕様書の記載内容について） 仕様書によると、保守点検業務委託の目的、点検項目・内容等が定められているものの、上記の点検の時期、回数が定められていない。 何をもって、保守点検業務が完了したといえるのが明確ではなく、仕様書の目的に、計画的な予防保全を実施する旨の記載があることから、点検の時期、回数は仕様書にて明確に明示すべきと考える。	対応済	点検の時期、回数について、令和6年度契約分の仕様書から明示した。	R6.5.10
41	観光経済局	平和資料館	企画展開催業務委託（学芸員）について 平和資料館における学芸員の設置の有無について、再度検討すべきと考える。また、検討する際には、今後の参考とするため、議事録等の資料を残しておくことが望ましい。	対応予定	学芸員の設置については、従前から検討している。今後も職員数の増減や館の活性化の気運が強く高まった際など、状況の変化に合わせて検討していく。	R6.5.10
42	観光経済局	水族館	海水搬入業務委託契約の業務完了届の不備について 業務の完了日から委託業務完了届の提出日まで最長で25日もの期間が経過しているものがあったが、業務委託契約約款では「遅滞なく」提出することが求められていることや、時間が経過すると適切な検収が困難になるおそれがあることから、業務完了後速やかな提出を求めることが望ましい。	対応済	業務完了届の提出は、不備のないものとするよう、委託業者に対し指導を徹底した。また、業務完了届は、業務完了後速やかに提出するよう求めた。	R6.5.10

令和5年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知) 日
43	観光経済局	水族館	清掃等業務委託契約の業務報告書の書式について 仕様書別紙「主な清掃内容と実施回数」記載の具体的業務が業務報告書の項目と一致していない部分が散見されるため、両者の項目が一致するように、業務報告書の書式を見直すことが望ましい。	対応済	仕様書別紙の業務内容と業務報告書の項目が一致するように、業務報告書の書式を見直した。	R6.5.10
44	観光経済局	水族館	清掃等業務委託契約の「ゴミの搬出・巡回清掃」の業務日報の記載方法について 現在の業務日報の記入方法では、巡回清掃を実施したもののゴミ袋を搬出する必要がなかった場合は、「ゴミの搬出・巡回清掃」欄が「空欄」となり、巡回清掃が実施されたのか否かが判別できないため、業務日報の記入方法を変更することが望ましい。	対応済	業務日誌の「ゴミの搬出・巡回清掃」欄には、ゴミ袋の搬出がなかった場合は、「⑩」を記入するようにし、業務を実施したことが分かるように記入方法を変更した。	R6.5.10
45	観光経済局	手柄山中央公園整備課 緑の相談所	使用許可申請書の減免申請欄について 来年度に申請書の変更を予定しているとのことであるが、減免申請欄に減免事由の一つである姫路市立公園条例施行規則第10条（2）に該当する項目を加筆する必要がある。	対応済	令和6年度から使用している申請書の減免申請欄に減免事由の一つである姫路市立公園条例施行規則第10条（2）に該当する項目を加筆した。	R6.5.10
46	観光経済局	手柄山中央公園整備課 緑の相談所	多目的ホール等の割増使用料について（その1） 利用者に分かるように、ホームページやパンフレットに割増使用料を徴収する場合を記載しておくことが望ましい。	対応済	ホームページ、パンフレットに割増使用料を徴収する場合を記載した。	R6.5.10
47	観光経済局	手柄山中央公園整備課 緑の相談所	多目的ホール等の稼働率について 手柄山交流ステーションを開設した時点の利用率は32%程度と予測していたものの、コロナ禍前の4年間でも平均30%に満たず、当初見込んでいた利用率よりも低い水準である。このため、稼働率が低い原因を分析したうえで、稼働率を上げるための方策を検討することが望ましい。当初見込んでいた需要がなくなったということであれば、有効活用のため、別の用途を検討することも必要である。	対応予定	稼働率（利用率）が低い原因を分析したうえで、稼働率（利用率）を上げるための方策を検討したい。	R6.5.10

令和5年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知) 日
48	観光経済局	手柄山中央公園整備課 緑の相談所	多目的ホール等における通信環境の改善について 多目的ホール内の一部において発生する電波障害の解消のための対策を検討することが望ましい。また、利用者に対しては、通信環境が悪いことを事前に説明しておいた方がよいと思われる。	対応予定	多目的ホール内の一部において発生する電波障害の解消のための対策としてアンテナの増設、フリーWi-Fiのルータの追加を検討する。 また利用者に対しては、通信環境が悪いことをホームページや「使用許可書」に記載する等の対応を行い事前に利用者に説明する。	R6.5.10
49	観光経済局	手柄山中央公園整備課 緑の相談所	備品管理について 多目的ホール等に設置されている多数のイスについては、備品管理調書による管理の必要がなくなった後も、数量・品名・設置場所などを記録して管理することが望ましい。	対応予定	多目的ホール等に設置されている多数のイスについては、数量・品名・設置場所などを記録して管理する。	R6.5.10
50	観光経済局	手柄山中央公園整備課 緑の相談所 (温室植物園)	手柄山温室植物園出改札マニュアルの保管及び取扱いについて 「手柄山温室植物園減免対象者一覧」を含む「手柄山温室植物園出改札マニュアル」については、基本協定書に添付するなどして、契約文書として取り扱うことが望まれる。	対応済	令和6年度基本協定書から「手柄山温室植物園減免対象者一覧」を含む「手柄山温室植物園出改札マニュアル」を添付し契約文書として取り扱う。	R6.5.10
51	観光経済局	手柄山中央公園整備課 緑の相談所 (温室植物園)	指定管理者からの月例報告書類の保管方法について 月例報告書類の保管については、量が多く、ファイリングしないとバラバラになりやすく、また、事後的なチェックも行いにくい。「利用状況及び収納事務の実施状況」だけでなく「管理業務の実施状況」及び「自主事業実施報告書」についても、ファイリングした上で、インデックスシールを貼るなどして何月分かすぐ分かるようなかたちで整理することが望まれる。	対応済	月例報告書類の保管については、「利用状況及び収納事務の実施状況」だけでなく「管理業務の実施状況」及び「自主事業実施報告書」についても、ファイリングした上で、インデックスシールを貼り、何月分かすぐ分かるようなかたちで整理した。	R6.5.10

令和5年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知) 日
52	観光経済局	手柄山中央公園整備課	回転展望台について 今後の施設の改修や利活用方策については、検討が進んでおらず、まだ白紙に近い状況である。利活用方策をどのようなものに決め、それに合わせて施設の改修をどのように行うかは難しい検討課題であるが、コンクリート部分の劣化が進んでおり、検討を先送りせず早期に結論を出すことが望まれる。	対応予定	手柄山中央公園整備基本計画において、公園のシンボルとして存続させることとしている。 今後、施設の改修や利活用方策について公園緑地課と協議を行い検討していくとともに、整備基本計画の見直しが行われた際には再度検討を行う。	R6.5.10
53	建設局	公園整備課	夏季の人件費の割増率について 酷暑期である夏期の人件費について、夏期配分金という名目で、通常時期の配分金より割り増しして算定されているが、その割増率が男性女性で異なっている。同一の作業に対しては、同一の配分金とするのが基本であり、配分金に差をつける場合は、作業負担や作業能力などに基づいて行うべきである。男性女性という性別の違いに基づくべきではない。シルバー人材センターに対して、配分金を全員同一にするか、あるいは、配分金に差をつける場合は合理的な基準に基づいて行うよう改善指導することを検討するべきである。	対応済	令和6年度発注分より、ご指摘のとおり材料費の積算根拠を明らかにするよう改善指導済である。	R6.5.8
54	建設局	公園整備課	夏季の人件費の割増率について シルバー人材センターに対して、手柄山中央公園管理作業委託契約の見積書における材料費の積算根拠を明らかにするよう改善指導することを検討するべきである。	対応済	令和6年度発注分より、材料費の積算根拠を明らかにするよう改善指導済。	R6.5.8
55	市民局	名古屋霊苑管理事務所	縦覧料の不徴収手続に関する仕様書について 縦覧料の不徴収手続は、出改札業務における重要な契約事項である。仕様書で説明不足のまま運用面の工夫として書面提示するのではなく、仕様書（又は仕様書の別紙）に具体的に規定することを検討する必要がある。	対応済	指摘事項につきましては、令和6年度業務委託分より仕様書に具体的に規定しました。	R6.5.8

令和5年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知) 日
56	市民局	名古屋霊苑管理事務所	納骨堂に関する業務内容について 仕様書は、業務内容を曖昧に記載するべきではないので、対象施設として納骨堂を明示し、納骨堂における業務内容も具体的に記載することを検討するべきである。	対応済	指摘事項につきましては、令和6年度業務委託分より対象施設として納骨堂を明示し、納骨堂における業務内容も曖昧にせず具体的に記載しています。	R6.5.8
57	市民局	名古屋霊苑管理事務所	一者随意契約の随意契約理由について 競争入札や複数見積随意契約によらず、一者随意契約を継続するのであれば、仏舎利塔の出改札業務を名古屋霊苑協会に委託しなければならない理由をもっと具体的に記載するよう検討する必要がある。	対応済	指摘事項につきましては、令和6年度業務委託分より一者随意契約の理由を具体的に記載しています。	R6.5.8
58	市民局	名古屋霊苑管理事務所	契約相手方の見積金額での契約について 名古屋霊苑仏舎利塔出改札業務委託契約は、一者随意契約であり、競争入札により契約金額が決まったわけではない。契約金額は5,696,700円と比較的大きく、契約金額の妥当性の検証は重要である。見積金額の内訳や明細を入手するなどして、（さらに、予定価格の積算根拠を明らかにするなどして、）契約金額の妥当性チェックを強化するよう検討する必要がある。	対応済	指摘事項につきましては、令和6年度業務委託分より見積金額の内訳や明細を入手し、契約金額の妥当性チェックを強化しています。	R6.5.8
59	市民局	名古屋霊苑管理事務所	作業工程表の不備について 名古屋霊苑えい地除草業務委託を受けた事業者に対し、仕様書に従い、事前に作業工程表を提出するよう指導することが望まれる。	対応済	指摘事項につきましては、令和6年度業務委託分より事前に作業工程表を提出するよう指導しています。	R6.5.8
60	市民局	名古屋霊苑管理事務所	施設の有効活用について（西宝塔跡地駐車場） 西宝塔跡地駐車場は、駐車場としての利用頻度が少ないため、有効活用できていない。西宝塔跡地駐車場の活用方法を再検討することが望まれる。	相違	指摘事項につきまして、当該駐車場の稼働率が低いことは承知していますが、路上駐車は混雑時の事故と施錠忘れによる置き引きの防止の観点から容認すべきではありません。従って、ある程度の駐車場を配置することは管理者の責務と考えます。引き続き、利用促進を図ります。	R6.5.8

令和5年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		公園、緑地及び公園施設等の整備、維持管理等に関する財務事務等の執行について				
No	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知) 日
61	市民局	名古屋山霊苑管理事務所	施設の有効活用について（講和館） 講和館には、設置条例がなく、設置目的や活用方法が曖昧になりがちである。そして、使用されるのが年12回プラスアルファ程度と、市の公共施設としては使用頻度が少なく有効活用できていないことが課題として挙げられる。講和館の活用方法を再検討することが望まれる。	対応済	指摘事項につきましては、現状の特定の団体による定期的な使用から不特定多数の利用により使用頻度が高くなれば、安全面の確保のために屋根の防水や床材の貼替等の修繕工事の前倒しが必要となるため、費用対効果を考慮し保全計画に基づく改修工事（令和10年度以降）が完了するまでは現状の活用を継続します。 一方で、近年納骨堂の利用件数が増加しており、収容数の関係で将来的に現納骨堂への納骨が困難になることが予想されるため、霊苑内に新たな納骨堂を整備するか他の既存施設を納骨堂へ転用することを検討しており、講和館もその候補のひとつとして検討していきます。	R6.5.8
62	財政局	契約課	再委託先の暴力団排除に関する誓約書の徴取について 下請業者が姫路市の登録業者でなく、誓約書を提出していない場合も考えられるため、事務負担の増加との十分な比較考量する必要はあるものの、誓約書の提出を検討することが望ましい。	相違	姫路市業者登録申請時に全ての業者に対して「暴力団排除及び適正な労働条件の確保に関する誓約書」の提出を求めている。その条項の中で、契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合に暴力団等に該当する者をその受託者とししない旨を誓約させています。したがって、下請業者についても暴力団排除に関しては担保されていると考えております。	R6.5.7
63	財政局	契約課	再委託先の暴力団排除に関する誓約書の徴取について 下請業者が姫路市の登録業者でなく、誓約書を提出していない場合も考えられるため、事務負担の増加との十分な比較考量する必要はあるものの、誓約書の提出を検討することが望ましい。	不対応（対応困難等）	予定価格が130万円以下の工事については、年間1,000件以上もあり、その全てに暴力団排除の誓約書を提出させることは担当課及び受注者の事務負担が大きくなり対応が困難と考えます。	R6.5.7